

財団法人神奈川県教育会館寄付行為

第1章 総 則

第1条 この法人は、財団法人神奈川県教育会館という。

第2条 この法人は、事務所を横浜市西区藤棚町2丁目197番地に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この法人は、神奈川県教職員及び教育関係者の教養を高めその福祉の増進をはかり、もって神奈川県教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育・文化に関する講演会・講習会等の開催
- (2) 教育・文化活動に対する助成
- (3) 教育相談の実施
- (4) 教育・文化に関する調査・研究
- (5) 教育・文化に関する刊行物の発行
- (6) 神奈川県教育会館の維持経営
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 不動産の売買の仲介・斡旋、共済の事務受託等教職員の福祉厚生
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金、は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金または普通預金として、理事長が保管する。

第8条 基本財産は教育会館建設のために使用する場合を除いては消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、監督庁の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入その他の運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て監督庁に届け出なければならない。

2 事業計画および収支予算を変更した場合も前項と同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認をうけて監督庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときには、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経かつ監督庁の承認を受けなければならない。

2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとする場合も前項と同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・評議員および職員

第14条 この法人に次の役員を置く。

理事 15人以上17人以内（内理事長1人、常務理事1人）

監事 5人

第15条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長1人および常務理事1人を定める。

第16条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

第17条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務の執行を決定する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が、就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第20条 役員は有給とすることができる。

第21条 この法人には、評議員45人以上、55人以内をおく。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員には、第19条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるものは、「評議員」と読み替えるものとする。

第22条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要とみとめる事項について助言する。

第23条 この法人に若干の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は特定事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第24条 この法人の事務を処理するため、書記その他の職員をおく。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会 議

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、その請求のあった日から7日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

第26条 理事会は、理事の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは出席とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 不動産の買入、基本財産の処分または担保提供についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

第28条 第25条第1項および第26条の規定は、評議員会にこれを準用する。

この場合において、同条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

- 2 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第29条 すべて会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

第30条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の同意を経、かつ、監督庁の認可を受けなければ変更する事ができない。

第 31 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、監督庁の許可を受けなければならない。

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、監督庁の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

第 33 条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理事長	沢 田 三 郎	理 事	成 瀬 藤 治
理 事	坂 東 忠 彦	同	中 川 良 之
同	小 泉 作 三	同 (常 務)	石 川 滋
同	藤 平 威 治	同	坂 巻 貢
同	石 川 勝 蔵	同	西 山 清
同	長谷川 雷 助	監 事	露 木 喜 一 郎
同	佐 野 五 佐 男	同	小 梨 治 作
同	高 橋 清	同	市 村 巳 之 助
同	木 暮 政 雄	同	和 地 孝 一
同	東 根 寛	同	森 喜 芳

昭和 4 1 年 2 月 2 1 日 制定

昭和 4 3 年 4 月 8 日 一部改正

昭和 6 0 年 1 2 月 1 0 日 一部改正

昭和 6 3 年 1 2 月 2 4 日 一部改正

平成 8 年 1 2 月 1 7 日 一部改正

平成 1 6 年 6 月 4 日 一部改正